令和9年3月から

# 狂犬病予防注射のルールが変わります！



変更点1
注射済票の交付年度が変更！

変更点2
1年間いつでも接種可能！

## 変更点1　令和9年度の注射済票は4月1日以降の接種で！

**変更前**　3月2日～31日の接種で翌年度の注射済票を交付

▼

**変更後**　4月1日～3月31日の年度を通して一律で**接種した年度の注射済票**を交付

R9年度注射済票が必要な方はR9年4月1日以降に接種してください




※注射済票は予防接種を受けた犬に装着することが義務付けられています。
※注射済票はドッグラン等を利用する際に必要になる場合があります。

## 変更点2　通年で接種可能に！



**変更前**　原則として4月1日～6月30日を接種時期に指定

▼

**変更後**　**通年接種**が可能

※区では4月～6月を強化月間とし、4月には集団予防接種を実施予定です。

問い合わせ
足立保健所 生活衛生課 動物愛護係
☎03-3880-5375
✉ seikatueisei@city.adachi.tokyo.jp

詳しくはこちら▶